北海道日高振興局告示第24号

漁業法(昭和24年法律第267号)第58条において読み替えて準用する同法律第42条第1項の規定により、潜水器漁業(日高振興局管内沖合海域)について、許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数等に関する制限措置を 次のように定めた。

令和3年4月1日

北海道知事 鈴木 直道

制限措置						* 7 7 4 1 1 * 0 3 7	/## -#-
(1)漁業種類	(2)操業区域	(3)漁業時期	(4)許可又は起業の認 可をすべき船舶等の数	(5)船舶の総トン数	(6)漁業を営む者の資格	計可又は起業の認可 を申請すべき期間	備考
潜水器漁業(なまこ)	日海共第15号共同漁業権漁場区域	4月1日から翌年3月31日までただし、上記期間のうち行使承認証に記載された操業期間とする。	16隻以内	_	ア 日高振興局管内に住所を有する者であること。 イ 操業区域内に対象とする無種を内容とする共同 漁業権漁場区域を含む場合は、当該漁業権又は 組合員行使権を有する者であること。	令和3年4月1日から 令和4年1月31日まで	 この公告に係る許可の有効期間は、1年以内とする。 この公告に係る起業の認可の有効期間は、6ヶ月以内とする。 この公告に係る申請書の提出先は、日高振興局産業振興部水産課とする。 この公告に係る許可には、おおむね次に掲げる内容の条件を付けることがある。 (1)暴風雨、漁船の損傷、その他やむを得ない場合を除き次の陸揚港以外に漁獲物を陸揚げし、又は他の船舶に転載してはならない。やむを得ない事由により、次の陸揚港以外に漁獲物を陸揚げし、又は他の船舶に転載する場合は、その都度、日高振興局長に報告しなければならない。 陸揚港 〇〇港 (2)〇〇以外のものを採捕してはならない。 (3)日没から日の出に至るまでの間は操業してはならない。 (4)次に掲げる者以外の者を潜水業務に従事させてはならない。 (住所 氏名) (5)知事が漁業調整上、操業に関し必要な事項を命じたときは、これに従わなければならない。